

# 委嘱依頼までの手続き

## 1 登録支援専門家への支援依頼について

- 本ガイドラインに基づく債務整理を希望する方は、最初に金融機関等に申し出て頂き、メインバンクからの同意を受けて、愛知県弁護士会に登録支援専門家（弁護士）の委嘱依頼を行う必要があります。
- 登録支援専門家（弁護士）の委嘱後、債務整理の手続きが開始されると、対象債務者は、登録支援専門家（弁護士）の支援を受けて調停条項案を作成することとなり、その際に、債務整理の申出時点の財産の評定を行う必要がある場合があります。
- この財産の評定を行うに当たり、登録支援専門家（弁護士）と協議のうえ、公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会に「登録支援専門家追加委嘱の依頼について」を提出して頂き、追加委嘱を受けた登録支援専門家（不動産鑑定士）が不動産の評価を行うこととなります。

## 2 委嘱手続きの流れ

### (1) 愛知県弁護士会への委嘱依頼（愛知県弁護士会HPは[こちら](#)）

- ①被災者自身が、最も多額のローンを借りている金融機関等へ「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の着手手続きを希望することを申し出る。
- ②メインバンクは、要件をチェックし、申し出を受け付けて10営業日以内に、被災者に対し、ガイドラインに基づく手続きに着手することへの同意又は不同意の意思表示を書面にて行う。
- ③メインバンクから同意の書面を受け取った被災者は、「登録支援専門家委嘱（初回依頼）の依頼について」を、②の同意書とともに、愛知県弁護士会に郵送又は持参する。

(手続開始)

調停条項案作成 ⇒ 財産評定が必要な場合

### (2) 公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会へ追加委嘱依頼

○委嘱された登録支援専門家（弁護士）と協議のうえ、別紙の「登録支援専門家追加委嘱の依頼について」を、借入先一覧若しくは債権者一覧表とともに公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会に郵送又は持参する。

【公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会】

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4丁目3番26号 昭和ビル3階

TEL:052-241-6636